

# ○東京藝術大学音楽学部演奏会規則

〔昭和36年10月9日〕  
制 定

改正 昭和40年10月22日 昭和51年4月1日  
昭和59年4月1日 平成元年4月1日  
平成3年4月18日 平成9年4月17日  
平成12年3月23日 平成14年3月26日  
平成18年1月26日 平成25年1月24日  
平成25年10月24日 平成26年3月6日  
平成27年3月26日 令和2年1月23日

(目的)

第1条 東京藝術大学音楽学部定期演奏会、特別演奏会及びモーニングコンサート(以下「演奏会」という。)は、教員及び学生の音楽に関する研究成果を発表し、あわせて音楽文化の向上を図る目的をもって開催する。

(種目)

第2条 演奏会の種目は、次のとおりとする。

- (1) オーケストラ定期演奏会
- (2) 吹奏楽定期演奏会
- (3) 邦楽定期演奏会
- (4) オペラ定期公演
- (5) 室内楽定期演奏会
- (6) 特別演奏会
- (7) モーニングコンサート

(演奏会の開催)

第3条 演奏会の開催については、音楽学部芸術活動推進委員会において審議し、音楽学部教授会の意見を参考として、学長が決定する。

(会場)

第4条 演奏会は、原則として奏楽堂を利用して行う。

(入場料)

第5条 演奏会は、原則として入場料を徴する。

(料金)

第6条 演奏会の入場料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表の規定によりがたい場合は、その都度学長と協議の上、入場料を定めるものとする。

(事務)

第7条 演奏会に関する事務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、昭和36年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、昭和40年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月18日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月17日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第6条に規定する入場料は、平成18年4月1日以降に開催する演奏会から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

演奏会種目		入場料
オーケストラ 定期演奏会	藝大フィルハーモニア 管弦楽団	3,000 円
	藝大フィルハーモニア 管弦楽団 合唱付	3,000
	新人演奏	2,100
	学生オーケストラ	1,600
	チェンバー オーケストラ	1,600
吹奏楽定期演奏会		1,600
邦楽定期演奏会		2,100
オペラ定期演奏会		一階席 5,100 二階席 4,000
室内楽定期演奏会		1,600
特別演奏会		3,000
モーニングコンサート		前売券 1,000 当日券 1,500